

23監査公表第15号

地方自治法第199条第12項の規定により、平成23年10月17日に福岡市長から定期監査の結果に対する措置について通知を受けたので、同項の規定により次のとおり公表する。

平成23年11月24日

福岡市監査委員 おばた 久 弥
同 川 辺 敦 子
同 石 井 幸 充
同 大 松 健

1 監査報告と措置の件数

23監査公表第4号（平成23年6月30日付 福岡市公報第5840号（別冊）公表）分

・・・18件

2 講じた措置の内容

以下のとおり

23監査公表第4号（平成23年6月30日付 福岡市公報第5840号（別冊）公表）分

（事務監査）

1 局別監査

(1) 農林水産局

監 査 の 結 果	措 置 の 状 況
<p>水路使用料の賦課事務において歳入調定を適正に行うよう注意を求めるもの</p> <p>水路使用料の賦課事務における歳入調定については、地方自治法等関係法令に基づき適正に処理しなければならない。しかしながら、平成21年度の歳入調定において、「納付についての了承が得られず」等の理由により調定を減額し、決算上、収入未済額を計上しない不適切な事務処理を行っていた。</p> <p>水路使用料の歳入調定に当たっては、公平性の観点から地方自治法関係法令に則り適正に行うよう注意されたい。</p> <p>(農業施設課)</p>	<p>平成21年度の歳入調定において、調定を減額し、決算上、収入未済額を計上していなかったものについては、地方自治法及び福岡市水路使用料条例等関係法令に則り、歳入調定を行い、収入未済額として計上することとした。また、歳入調定後は、未納者に対し、書面や訪問による納付指導を行っていく。</p>

(2) 東区役所

監 査 の 結 果	措 置 の 状 況
<p>福祉電話の通話料等の徴収について適正な事務処理を行うよう注意を求めるもの</p> <p>身体障がい者福祉電話については、「福岡市身体障がい者福祉電話等貸与・電話相談事業実施要綱」に基づき、本市が機器の無償貸与を行い、当該料金を一旦通信業者に支払った後、利用者負担分を利用者に請求することとしている。しかしながら、通話料等の徴収事務において、次のような事例が見受けられ、不適切なものとなっていた。</p> <p>身体障がい者福祉電話の通話料等の徴収に当たっては、公平な受益者負担の原則からも関係法令等に則り、適正な事務処理を行うよう注意されたい。</p> <p>(福祉・介護保険課)</p> <p>(ア) 平成22年度において、通話料等の未納者に対し、実査日(平成23年1月25日)現在まで督促を行っていなかった。</p>	<p>(ア) 平成22年4月～平成22年11月までの未納者に対し、催告を行った。</p> <p>(対象者3名)</p> <p>平成23年6月15日までに未納分の納付は完了した。</p>

(3) 博多区役所

監 査 の 結 果	措 置 の 状 況
<p>(ア) 資金前渡事務について適正な事務処理を行うよう注意を求めるもの</p> <p>福岡市会計規則第53条及び資金前渡事務の手引きにより、精算した場合には残金があるときは速やかにこれを戻入しなければならない。また、同規則第54条及び同手引きにより、資金前渡者は、精算するときは領収書又はこれにかかわるべき証拠書類を必ず添付しなければならない。しかしながら、平成21年度及び同22年度の交際費の資金前渡事務において、次のような事例が見受けられた。</p>	<p>資金前渡による交際費の精算に伴う戻入処理については、福岡市会計規則等に則り、期限までに事務処理を行うよう周知徹底を図るとともに、チェックシートの活用や担当者を複数置くこととし、チェック体制を強化した。</p>

<p>今後、資金前渡金にかかる事務処理においては、福岡市会計規則その他関係法令等に則り、適正な事務処理を行うよう注意されたい。</p> <p>(総務企画課)</p> <p>a 平成21年度の資金前渡金において、出納閉鎖日までに戻入処理を行っていなかった。</p>	
<p>b 平成22年度の資金前渡金において、やむを得ない理由で領収書を徴することができなかった支払案件全てについて、領収書にかわる支払調書を作成していなかった。</p>	<p>未作成の支払調書については、支払内容を再確認し、作成を行うとともに、福岡市会計規則等に則り、領収書を徴することができない場合は、支払調書を作成するよう周知徹底を図った。</p> <p>また、チェックシートの活用や担当者を複数置くこととし、チェック体制を強化した。</p>
<p>(イ) 市税の滞納整理事務について適正な事務処理を行うよう注意を求めるもの</p> <p>市税の滞納整理については、地方税法第15条の7第4項の規定により、滞納処分の執行停止が3年間継続したときに、不納欠損処分を行うこととされており、本市の定めた「執行停止事務処理要領」では不納欠損処分を行う前に、停止要件に該当する事実が継続しているか否かの再調査を行うこととしている。しかしながら、平成21年度において、執行停止要件に該当する事実が継続しているか否かの再調査を行わず不納欠損処分を行っていた。</p> <p>市税の滞納整理事務に当たっては、関係法令等に則り、適正な事務処理を行うよう注意されたい。</p> <p>(納税課)</p>	<p>停止期間満了により、不納欠損となる事案については、執行停止事務処理要領等に基づき事務処理するよう、所属職員に周知徹底を行った。</p> <p>平成19年度に執行停止し22年度に不納欠損となる事案の再調査は実施済である。また、平成20年度に執行停止し23年度に不納欠損となる事案の再調査は、現在、実施中である。</p>
<p>(4) 南区役所</p>	
<p>監 査 の 結 果</p>	<p>措 置 の 状 況</p>

<p>福祉電話の通話料等の徴収について適正な事務処理を行うよう注意を求めるもの</p> <p>高齢者福祉電話については、「福岡市高齢者日常生活用具給付等事業実施要綱」に基づき、本市が機器の無償貸与を行い、通話料等は利用者負担としている。また、利用者による通話料等の支払が3か月遅延した場合は、本市が当該料金を一旦通信業者に支払い、利用者へ請求することとしている。しかしながら、通話料等の徴収事務において、次のような事例が見受けられ、不適切なものとなっていた。</p> <p>高齢者福祉電話の通話料等の徴収に当たっては、公平な受益者負担の原則からも関係法令等に則り、適正な事務処理を行うよう注意されたい。</p> <p style="text-align: center;">(福祉・介護保険課)</p> <p>(ア) 平成22年度において、通話料等の未納者に対し、実査日(平成22年12月7日)現在まで請求を行っていなかった。</p>	<p>(ア) 平成22年度において、通話料等の未納者に対し、実査日(平成22年12月7日)現在まで請求を行っていなかった点については、監査実施後、直ちに利用者に対して通話料等の請求を実施。</p> <p>以後、NTTからの市への請求による滞納発生判明の都度、速やかに滞納者に対し請求することを徹底した。</p>
<p>(イ) 今回調査を行った平成17年度以降、長期にわたって滞納しているものがあった。</p>	<p>(イ) 今回調査を行った平成17年度以降、長期にわたって滞納しているものがあった点については、平成23年3月1日に平成22年度滞納者も含め滞納者総てに催告を実施。以後毎年、総ての滞納者に催告を行うことを徹底した。</p> <p>また、滞納者のうち生活保護受給者に対しては、ケースワーカーと連携しながら滞納縮減に努めていく。</p>

(工事監査)

1 局別監査

(1) 東区役所

監 査 の 結 果	措 置 の 状 況
-----------	-----------

<p>(ア) 設計積算において、次のような不適切な事例が認められたので注意を求めもの</p> <p>a 平成20年度「県道志賀島和白線（志賀島橋）P1橋脚築造工事」 （契約金額3億490万6,350円）</p> <p>(a) 土木工事標準積算基準書（積算運用の手引き）には、機械損料の設計積算について「排出ガス対策型（1次基準）」を標準とするとあるが、本工事の設計積算において、クローラクレーン（150 t 吊）の損料単価に誤って排出ガス対策型でないものを採用していた。その結果、過小な設計となっていた。</p> <p>今後は、適正な設計積算を図られたい。</p>	<p>適正な設計積算については、指摘事項を十分に認識して今後は適正に行うよう所属職員に指導を行うとともに、研修を行い、周知徹底を図った。</p> <p>なお、設計・精査時のチェックリストの追加改訂を行い、チェック体制のさらなる強化を図った。</p>
<p>(b) 本工事の掘削土搬出（小運搬及び残土運搬）において、土量変化率を考慮する必要のない掘削土量に土量変化率を適用していた。その結果、過大な設計となっていた。</p> <p>今後は、適正な設計積算を図られたい。</p>	
<p>(c) 土木工事標準積算基準書（積算運用の手引き）には、仮橋・仮栈橋工に使用する鋼板（トッププレート等）賃料は、仮設材損料算定表の副部材（B）を適用するとなっている。本工事の仮橋で使用した鋼板賃料は誤って購入価格の90%を計上した結果、過小な設計となっていた。</p> <p>今後は、適正な設計積算を図られたい。</p> <p style="text-align: right;">（地域整備課）</p>	

<p>b 平成21年度「汐井跨線人道橋補修工事」</p> <p>(契約金額2,067万7,650円)</p> <p>土木工事標準積算基準書によると、橋梁塗装工では横断歩道橋の塗装を単独施工する場合は標準単価を補正することとしているが、施工規模による加算率は適用しないこととなっている。本工事は跨線人道橋（横断歩道橋）の塗装塗替等の単独施工であるが、鋼材塗装工、防水工の設計積算において施工規模による加算率を重複して適用していた。その結果、過大な設計となっていた。</p> <p>今後は、適正な設計積算を図りたい。</p> <p>(維持管理課)</p>	<p>適正な設計積算については、指摘事項を十分に認識して今後は適正に行うよう所属職員に指導を行うとともに、研修を行い、周知徹底を図った。</p> <p>なお、設計・精査時のチェックリストの追加改訂を行い、チェック体制のさらなる強化を図った。</p>
<p>(イ) 施工管理において、次のような不適切な事例が認められたので注意を求めもの</p> <p>a 平成20年度「高美台2491号線外6路線道路側溝工事」</p> <p>(契約金額3,240万4,050円)</p> <p>本工事は「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」に規定する対象建設工事に該当するため、請負者は同法第12条の規定により発注者に必要事項を記載した書面を交付し、発注者は同法第11条等の規定に基づき上記書面の内容を記した通知書を福岡市長に提出しなければならないこととなっているが、請負者から発注者へ交付されず、発注者から市長へ提出していなかった。</p> <p>今後は、適正な施工管理に努められたい。</p>	<p>適正な施工管理については、指摘事項を十分に認識して今後は適正に行うよう所属職員に指導を行うとともに、研修を行い、周知徹底を図った。</p> <p>なお、請負業者からの提出書類については確認チェックシートを作成し設計者・精査員でチェックを行い、チェック体制のさらなる強化を図った。</p>

(維持管理課)	
<p>b 平成21年度「単価契約東区管内道路維持補修工事（側溝・円管・集水桝・取付管補修）」</p> <p style="text-align: center;">(契約金額2,349万4,195円)</p> <p>本市が発注する土木工事については、契約書及び設計図書の内容について統一的な解釈及び運用を図るとともに、その他必要な事項を定め、もって契約の適正な履行の確認を図るために土木工事共通仕様書（福岡市版）が作成されている。</p> <p>土木工事共通仕様書では、工事目的物を完成するために必要な手順や工法等について計画した施工計画書を、請負者が作成し監督員に提出しなければならないと規定しているが、本工事において請負者は施工計画書を作成していなかった。施工計画書を作成のうえ監督員に提出させるとともに、施工計画書に基づき施工するよう請負者を指導すべきであった。</p> <p>今後は、適正な施工管理に努められたい。</p> <p style="text-align: center;">(維持管理課)</p>	<p>適正な施工管理については、指摘事項を十分に認識して今後は適正に行うよう所属職員に指導を行うとともに、研修を行い、周知徹底を図った。</p> <p>なお、請負業者からの提出書類については確認チェックシートを作成し設計者・精査員でチェックを行い、チェック体制のさらなる強化を図った。</p>

(2) 博多区役所

監 査 の 結 果	措 置 の 状 況
<p>(ア) 設計積算において、次のような不適切な事例が認められたので注意を求めもの</p> <p>平成21年度「東那珂人道橋（仮称）橋梁上部工工事」</p> <p style="text-align: center;">(契約金額8,220万7,650円)</p> <p>(a) 本工事の仮橋・仮栈橋工の設計積算において、覆工板賃料の一部として計上すべき修理費及び損耗費と、鋼板（</p>	<p>仮設材の覆工板賃料及び仮橋設置に使用するクレーンの分解・組立費や運搬費については、設計図書・施工方法を十分に把握し、「土木工事標準積算基準書」に基づき適正な設計積算が行なわれるよう、所属職員に対し職場研修を行い仮設費・運搬費の積算について周知徹底した。</p>

<p>トッププレート等)の賃料及び設置撤去費用が未計上となっていた。その結果、過小な設計となっていた。</p> <p>今後は、適正な設計積算を図られたい。</p>	
<p>(b) 本工事の設計積算において、仮橋下部工で使用するクローラクレーンの分解・組立輸送費を計上していなかった。同費用を計上すべきであった。その結果、過小な設計となっていた。</p> <p>今後は、適正な設計積算を図られたい。</p> <p>(地域整備課)</p>	
<p>(イ) 施工管理において、次のような不適切な事例が認められたので注意を求めるもの</p> <p>平成21年度「上牟田清水2号線照明灯設置工事(2工区)」</p> <p>(契約金額848万8,200円)</p> <p>本工事は「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」に規定する対象建設工事に該当するため、請負者は同法第12条の規定により発注者に必要事項を記載した書面を交付し、発注者は同法第11条等の規定に基づき上記書面の内容を記した通知書を福岡市長に提出しなければならないこととなっているが、請負者から発注者へ交付されず、発注者から市長へ提出していなかった。</p> <p>なお、同法に関しての法令遵守については前回の監査でも注意を行っており、適正な施工管理に努められたい。</p> <p>(地域整備課)</p>	<p>「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」に規定する対象工事については、同法に基づき、請負者から発注者に対する書面の交付、発注者から福岡市長への通知書の提出及び再資源化等に要する費用等の書面記載等が適正に行われるよう、所属職員に対し職場研修を行い同法に基づく手続きについて周知徹底を図った。</p> <p>また、チェックリストを作成し、工事発注後の手続きに漏れがないか、課内で確認できる体制を設けた。</p> <p>さらに、請負業者に対して適正な手続きについて周知徹底を図るよう申入れを行った。</p>

<p>また、下記1件の工事においても同様な事例が認められた。</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成22年度「博多駅山王線外自転車駐車場駐輪機器設置工事」 (契約金額3,716万550円) (自転車対策推進課) 	<p>「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」に規定する対象工事については、同法に基づき、請負者から発注者に対する書面の交付、発注者から福岡市長への通知書の提出及び再資源化等に要する費用等の書面記載等が適正に行われるよう、所属職員に対し職場研修を行い同法に基づく手続きについて周知徹底を図った。</p> <p>また、チェックリストを作成し、工事発注後の手続きに漏れがないか、課内で確認できる体制を設けた。</p> <p>さらに、請負業者に対して適正な手続きについて周知徹底を図るよう申入れを行った。</p>
--	--

(3) 中央区役所

監査の結果	措置の状況
<p>(ア) 設計積算において、次のような不適切な事例が認められたので注意を求めるもの</p> <p>平成22年度「笹丘公民館外誘導案内板付照明灯設置工事」 (契約金額1,443万150円)</p> <p>本工事は公民館への誘導案内付き照明灯を設置するものであるが、その設計積算において照明ポールの単価を誤った結果、過小な設計となっていた。</p> <p>今後は、適正な設計積算を図られたい。</p> <p>(地域整備課)</p>	<p>電気の工事については、道路下水道局道路維持課の見積もりによる単価を使用していることから、必ず道路維持課電気施設係の精査を受けることとした。</p>
<p>(イ) 施工管理において、次のような不適切な事例が認められたので注意を求めるもの</p> <p>平成20年度「市道千鳥橋唐人町線道路改良工事」 (契約金額9,722万3,700円)</p> <p>「福岡市廃棄物の減量及び適正処理等</p>	<p>施工管理において、産業廃棄物処理計画の提出については、「福岡市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例」及び「同施行規則」に基づく取り扱いを行っているところであるが、産業廃棄物の適正な処理目的及び産業廃棄物処理関係の提出書類の確認に十分留意するよう、所属職員に研修</p>

<p>に関する条例」及び「同施行規則」では、産業廃棄物の発生見込量が500㎡以上の事業者は「産業廃棄物の処理計画」を市長に提出することとなっている。本工事において、産業廃棄物の発生見込量は500㎡以上であったが提出されていなかった。このことに関し、「工事現場における施工体制の点検要領」では工事監督業務として官公庁への届出等の点検が義務づけられているが、点検が不十分であった。</p> <p>今後は、適正な施工管理に努められたい。</p> <p>(地域整備課)</p>	<p>等を行い、周知徹底を図った。</p> <p>また、技術職員研修の一環として、中央区における「工事監督の手引き」を作成しており、これに沿って提出必要書類の確認を徹底することにより、今後の再発防止を図る。</p>
--	---

(4) 南区役所

監 査 の 結 果	措 置 の 状 況
<p>施工管理において、次のような不適切な事例が認められたので注意を求めるもの</p> <p>平成21年度「久屋池整備工事(その3)」 (契約金額3,892万9,800円)</p> <p>本工事は「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」に規定する対象建設工事に該当するため、請負者は同法第12条の規定により発注者に必要事項を記載した書面を交付し、発注者は同法第11条等の規定に基づき上記書面の内容を記した通知書を福岡市長に提出しなければならないこととなっているが、請負者から発注者へ交付されず、発注者から市長へ提出していなかった。</p> <p>なお、同法に関しての法令遵守については前回の監査でも注意を行っており、適正な施工管理に努められたい。</p> <p>(地域整備課)</p>	<p>「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」に規定する遵守事項については、所属職員に対して研修を行い、同法の再確認を図り、法令遵守の周知徹底を図った。</p>

<p>また、下記1件の工事においても同様な事例が認められた。</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成21年度「県道福岡筑紫野線道路照明灯建て替え工事」 (契約金額1,074万9,900円) (維持管理課) 	<p>「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」に規定する遵守事項については、所属職員に対して研修を行い、同法の再確認を図り、法令遵守の周知徹底を図った。</p>
---	---